

仕 様 書

1 件 名

(仮称) 港区立科学館プラネタリウム機器等製造

2 履行期間

契約締結日の翌日から平成32年3月31日まで

3 履行場所

港区指定場所

4 本業務の目的

区は、国との合同PFI事業により虎ノ門三丁目に整備を進めている「気象庁虎ノ門庁舎(仮称)及び港区立教育センター」の複合施設内に、(仮称)港区立科学館を設置し、プラネタリウムを導入することとしている。

本業務は、平成29年2月に策定した「(仮称)港区立科学館展示実施設計」に基づき、(仮称)港区立科学館のプラネタリウム機器の製造等を行うものである。

5 施設・設備概要

(1) プラネタリウムホール全体面積 約 190 m²

(2) スクリーン規模 直径 15m

(3) 座席数 119 席 (固定席 115 席、移動席 4 席)

※移動席の移動後は車椅子 2 台分のスペースに相当

6 履行体制

業務の履行に当たって、下記に規定する総括責任者を配置すること。配置した総括責任者を変更する場合は発注者の承諾を得るものとする。

総括責任者は、平成19年4月1日以降に新設又はリニューアルした国、又は地方公共団体が整備したプラネタリウム(光学式プラネタリウムとデジタルプラネタリウムとから構成され双方が連携するシステム)製造に元請の社員として携わった経験があること。

7 提出書類

受注者は、契約締結後、速やかに発注者と協議の上、次の書類を提出し発注者の承認を得ること。

(1) 工程表 (契約締結後 1 か月以内)

(2) 業務実施体制表 (契約締結後 1 か月以内)

(3) 設計図（契約締結後2か月以内）

8 業務内容

下記のプラネタリウム投影機器等について、別添「(仮称)港区立科学館プラネタリウム機器等製造特記仕様書」及び「(仮称)港区立科学館展示実施設計図書 説明資料」に基づき、製造又は制作、搬入・設置等を行うこと。

(1) プラネタリウム投影機器関係

- ア 光学式プラネタリウム
- イ 昇降装置
- ウ デジタルプラネタリウム投影システム
- エ 統合操作卓
- オ 投影番組
 - ①学習番組（常時プログラム）
 - ②学習番組（特別授業番組）
 - ③一般番組
 - ④港区オリジナル映像

番組の制作にあたっては、シナリオ及び下絵を作成し、発注者の承認を得るとともに、制作段階に応じて、詳細について発注者及び港区立学校の教員等の意見を聴取し、内容に反映させること。

(2) 機材関係

- ア 音響装置
- イ 補聴システム
- ウ 演出用室内照明装置
- エ 汎用投影装置
- オ 座席

(3) その他

- ア 機器の搬入・設置に係る作業工程等、(仮称)港区立科学館の整備全体に関わる事項について、(仮称)港区立科学館展示設営物等製造業務を受託している事業者と協力し、調整を図ること。
- イ 区議会、庁内会議等での必要に応じて、資料作成及び説明の補助を行うこと。

9 履行上の注意

- (1) 受注者は、業務の履行に当たって、建築基準法、消防法その他関係法令等に適合するよう実施すること。また、必要な官公署ほか関係機関への手続きについては、遅滞なく行うこと。
- (2) 本業務の履行に当たり、建物の空間や意匠との調和を図り、必要に応じ施工業務と調整を行うこと。
- (3) 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接に連絡をとり、本業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認すること。

(4) 業務実施に当たり、受注者が必要とする資料等については、事前に申し出るとともに発注者と協議すること。

(5) 納入する物品について

ア 納入する物品の材料、接着剤、塗料等が、日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）のホルムアルデヒド放散量基準F☆☆☆☆等級の規格に適合していること。また、トルエン等ホルムアルデヒド以外の化学物質についても、放散量の少ないものであること。

納入時に、ホルムアルデヒド等の放散量の試験結果を添付すること。また必要と認められる場合は製品安全データシートを提出すること。

有害物質の詳細については、別紙特記仕様書を参照すること。

イ 養生期間をおき、化学物質放散量が少ないものを納入すること。

10 瑕疵について

発注者は、成果物の引渡しを受けた日から2年以内に、納入された機器等に瑕疵があることが発見された時は、受注者に対してその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

11 機器等の取り扱いについて

受注者は、発注者に対し機器等の取り扱い方法等の説明を行い、開館後も支障なく運営できるようにすること。

12 成果品

下記の完成図書等を納品すること。

また、下記のうち、電子データがあるものについては、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録し、2部提出すること。

	完成図書等	部数	納期
ア	完成図（システム図、機器等の配置図、機器等のリスト等）	3部	平成32年3月31日
イ	機器等の取扱説明書、緊急時連絡先	各3部	
ウ	機器等の保証書	各1部	
エ	機器等の保守点検仕様書及び見積書	各3部	
オ	機器等の維持管理計画書（15年間）	3部	
カ	記録写真（機器等の製造、設置前・中・後等の状況が分かるもの）	各3部	
キ	投影番組のシナリオ及び解説マニュアル	各3部	
ク	投影番組のデータ	一式	
ケ	打合せ議事録等の業務関連書類	一式	
コ	その他発注者と協議して決定したもの	一式	協議による。

13 支払方法

- (1) 受注者は、本業務の検査に合格した場合、業務代金を請求することができる。
- (2) 支払は業務完了確認後の一括払いとし、発注者は、請求を受けた日から 30 日以内に代金を支払わなければならない。

14 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務に従事する者その他本契約に関わるものに対し、港区個人情報保護条例の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た秘密について、本契約の履行以外の目的で、第三者に開示又は漏洩してはならない。また、本契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (3) 本業務で使用するパソコンには、最新のウイルス検知ソフト及びファイヤーウォールを導入すること。
- (4) 本業務において、私有パソコン等を一切使用しないこと。
- (5) 区は、受注者及び要員の責任による個人情報の漏洩が生じた場合、受注者に対して適切な処置をとるよう求めることができる。
- (6) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業とは、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。

15 著作権等

- (1) 受注者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適宜その処理を行うこと。
- (2) 本業務により新規に発生した著作権はすべて（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定された権利も含む。）発注者に帰属する。以後、発注者が成果品の本旨をゆがめない範囲で変更等を行っても、受注者は異議を申し立てないものとする。

16 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。

17 その他

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 受注者は、本仕様書に明記されていない事項及び業務内容に疑義が生じたときは速やかに発注者と協議し、指示を受けなければならない。

18 担 当

港区教育委員会事務局庶務課教育政策担当

〒108-8511 港区芝公園1-5-25

電 話（03）3578-2721

F A X（03）3578-2759